

被害者になっても、
加害者になっても…



お気軽相談の会 会長
行政書士
どい・まこと
土井 誠さん

できるだけ早めの相談を。 時間の経過で、因果関係が 証明できなくなることもあります—

まずは、事故を起こさないように、事故に遭わないように努力することが大事ですが、もしも起きてしまったときのためのことも考えなければなりません。

平成20年6月から後部座席でのシートベルト着用が義務付けられました。しかし、いまだに後部座席でのシートベルトを着用せず、大きな事故につながるケースも見受けられます。

また、車両を運転する場合、自賠責保険以外の任意保険に入ることが大事です。重大な事故の場合、その賠償請求は高額になり、とても自分で払えるものではありません。自転車にも保険を掛けておくことをお勧めします。

大きな事故により傷ついてしまった体は、二度と元には戻りません。後は、治療とお金で解決するしかないのです。

だからこそ、自分で身を守ることが大事なのです。

もし事故に遭ってしまったときは、できるだけ早めに相談してください。時間が経過すると、その因果関係が証明できなくなることも多く、「もう少し早く相談に来てくれていれば」といった案件が多いのが現状です。

「お気軽相談の会」では、行政書士だけでなく、社会保険労務士、消費生活アドバイザーなどの専門家が複数体制で、無料相談会を定期的に開催しています。交通事故に限らず、相続・遺言、遺産分割協議、成年後見、離婚などの手続きに関する相談も受けています。

まだ誰に相談するべきかわからない、何を依頼するべきかわからない、依頼するべきか悩んでいるという方も無料相談会を利用してみてください。

交通事故が起きてしまったら、 第一に負傷者の救済、 そして警察への連絡を—

誰もが起こしたくないと思っている交通事故。しかし、もしも起きてしまったら、まずしなければならぬのは負傷者の救済です。負傷者がいればすぐに救急車を要請してください。

そして、次に警察への連絡です。どんな小さな事故でも車の事故は警察への連絡が法律で義務付けられています。

「たいした事故でもないから」と警察に通報せず、示談で済ませようとする方もいますが、警察に事故を届け出なければ、加害者側保険会社に損害賠償を請求する際に必要な「交通事故証明書」が発行されません。

そうすると、保険会社に事故の存在を証明することが困難となり、最悪の場合、賠償金を受け取れずに泣き寝入りをする可能性もあります。

そして、事故に遭ってしまったら、

痛みがなくてもすぐに病院に行って検査を受けてください。後から痛みが出たとしても、その痛みが事故と関係があるかどうかの立証が難しいからです。

行政書士は、被害者が適正な賠償額を受け取れるよう、事故原因の調査、事故とけがの因果関係を証明する書類の作成を通じて、被害者を支援することが業務の一つ。そのためには、「事故があったこと」「その痛みは事故によるもの」を証明する必要があります。

自分に非がなくても事故に遭うこともあり、そのことを証明することは難しいものです。しかし、現在は運転中の映像や音声を自動的に記録するドライブレコーダーが普及し、交通事故トラブルの解消に大きく役立っています。

何より、事故に遭わない、起こさない気持ちを持ち続けてください。



広島県行政書士会 広島西支部 支部長
行政書士
まつもと・やすし
松本 靖史さん

事故に遭って 困っているとき には相談を—

行政書士による交通事故の相談を市役所などの会場で毎月開催しています。その行政書士のお二人にお話を伺いました。

手軽で身近な自転車。 しかし、 いったん事故を起こすと…

自転車の事故でも被害の大きさにより、大きな賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この責任は、未成年といえども逃れることはできません。自転車を運転するということは、いつでも加害者になる可能性があるということなのです。



写真は、昨年廿日市西高等学校で行われたスタントマンによる交通安全教室の様子。
写真_1 横断歩道で停止している車の横を通行し、横断歩道を渡る歩行者と衝突する瞬間。
写真_2 自転車同士の衝突の瞬間。前方不注意が原因。

賠償額 6,779万円

男性が夕方ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入。横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。頭を強く打った女性は3日後に死亡した。（東京地方裁判所 平成15年9月判決）

賠償額 5,438万円

男性が昼間、信号を無視してスピードを出したまま交差点に進入。青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭を強く打ち11日後に死亡。（東京地方裁判所 平成19年4月判決）

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者は、 交通事故などに 遭ったときには届け出を

問合せ 保険課国保年金係 ☎09159
医療係 ☎09160

交通事故など第三者の行為によって治療が必要になった場合の医療費は、加害者が負担するのが原則です。ただし、「第三者行為による被害届」を提出することで、健康保険を使い治療を受けることができます。示談を結ぶと、加害者に医療費を請求できなくなることがあります。国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者は、必ず示談の前に連絡してください。届け出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証（福祉医療受給者証を持っていない人は、受給者証を持参）
- ・印鑑（ゴム印は不可）
- ・交通事故証明書（交通事故の場合）

行政書士による 無料相談

問合せ 広報統計課 ☎09121

行政書士による無料相談を毎月行っています。治療中に保険会社から治療費の支払いを打ち切られた、加害者が何の対応もしてくれない、事故の後遺症などの交通事故の相談だけでなく、相続・遺言、離婚、成年後見に関する相談も受け付けています。できるだけ詳細の分かるものを持参してください。相談料は無料で、相談者に有料の依頼の勧誘をすることはありません。※予約不要

●広島県行政書士会による無料相談
とき 10月15日(水)13時～16時
ところ 市役所4階402会議室

●お気軽相談の会による無料相談
とき 10月3日(金)・10日(金)・24日(金)・31日(金)
ところ 市民活動センター（住吉二丁目2-16）2階小会議室